

道路交通法施行規則第1条第2項第1号の規定による小児用の車の確認の基準新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月1日作成</p>	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日作成</p>
<p>法 令 名： 道路交通法施行規則</p>	<p>法 令 名： 道路交通法施行規則</p>
<p>根 拠 条 項： 第1条第2項第1号</p>	<p>根 拠 条 項： 第1条第2項第1号</p>
<p>処 分 の 概 要： <u>小児用の車</u>の確認</p>	<p>処 分 の 概 要： <u>乳母車</u>の確認</p>
<p>原権者（委任先）： 警察署長</p>	<p>原権者（委任先）： 警察署長</p>
<p>法 令 の 定 め：</p>	<p>法 令 の 定 め：</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>申請に係る小児用の車を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの 確認を行う場合の具体例としては、次に掲げる場合等である。</p> <p>(1) 経路が特定されており、申請に係る<u>小児用の車</u>の大きさに照らして、当該経路（歩道等を含む。）が十分な幅員を有している場合 なお、経路の一部の幅員が十分と言えない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。</p> <p>(2) 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、<u>小児用の車</u>の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなどの安全措置をいう。）をとる場合</p> <p>○ (1)、(2)等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。</p> <p>○ (1)、(2)等を満たす複数の経路を同時に確認することができる。</p>	<p>審 査 基 準：</p> <p>申請に係る<u>乳母車</u>を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの 確認を行う場合の具体例としては、次に掲げる場合等である。</p> <p>(1) 経路が特定されており、申請に係る<u>乳母車</u>の大きさに照らして、当該経路（歩道等を含む。）が十分な幅員を有している場合 なお、経路の一部の幅員が十分と言えない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。</p> <p>(2) 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、<u>乳母車</u>の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなどの安全措置をいう。）をとる場合</p> <p>○ (1)、(2)等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。</p> <p>○ (1)、(2)等を満たす複数の経路を同時に確認することができる。</p>

標準処理期間： 5日間（行政庁の休日は含まない。）。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、他の警察署長との協議に要する期間（5日間）を加えるものとする。	標準処理期間： 5日間（行政庁の休日は含まない。）。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、他の警察署長との協議に要する期間（5日間）を加えるものとする。
申請先： 通行の場所を管轄する警察署の交通担当課	申請先： 通行の場所を管轄する警察署の交通担当課
問合せ先： 警察署の交通担当課	問合せ先： 警察署の交通担当課
備考：	備考：